

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【企画調整局政策部企画課】 3

◇ 告 示

- 収納事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 6
- 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 7
- 収納事務の委託【環境局総務政策部総務課】 8
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 9
- 収納事務の委託【総務局文書館】 10
- 徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部児童文化科学館】 11
- 収納事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】 12

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 13

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人が出資、長期借入金及び債券発行をする際の認可に必要な手続を定めることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第34号

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成17年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条」の次に「、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第30条」を加える。

第4条第2号中「公立大学法人北九州市立大学」を「公立大学法人」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（出資の認可の申請）

第18条 公立大学法人は、法第77条の3の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名
- （2） 出資に係る財産の内容及び評価額
- （3） 出資を行う時期
- （4） 出資を必要とする理由
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 出資先の定款その他の基本約款又はこれに準ずるもの
- （2） 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（長期借入金の借入れの認可の申請）

第19条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 借入れを必要とする理由
- （2） 長期借入金の額
- （3） 借入先
- （4） 長期借入金の利率
- （5） 長期借入金の償還の方法及び期限

- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(債券の発行の認可の申請)

第20条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項に規定する債券(以下「公立大学法人債券」という。)の発行の認可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 発行を必要とする理由
- (2) 公立大学法人債券の名称
- (3) 公立大学法人債券の総額
- (4) 各公立大学法人債券の金額
- (5) 公立大学法人債券の利率
- (6) 公立大学法人債券の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) 公立大学法人債券の発行の価額
- (9) 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用があるときは、その旨
- (10) 公立大学法人債券の募集の方法
- (11) 発行に要する費用の概算額
- (12) 第2号から第9号までに掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする公立大学法人債券申込証
 - (2) 公立大学法人債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
 - (3) 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書面
- (償還計画の認可の申請)

第21条 公立大学法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

(2) 公立大学法人債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

(3) 長期借入金及び公立大学法人債券の償還の方法及び期限

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市障害者支援計画（平成24年度～平成29年度）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区港町 9番11号	平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで

北九州市告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会 共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	平成29年4月1日か ら平成30年3月31 日まで

北九州市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立児童文化科学館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州農業協同組合	北九州市八幡西区穴生一丁目8番2号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市公告第 2 4 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ高須

北九州市若松区高須南二丁目 2 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 1 8 者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 1 9 者

4 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 4 日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成 29 年 4 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 4 月 11 日から同年 8 月 14 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 8 月 14 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 2 4 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ木屋瀬

北九州市八幡西区木屋瀬一丁目 2 7 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 1 8 者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 1 6 者

4 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 4 日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成 29 年 4 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 4 月 11 日から同年 8 月 14 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 8 月 14 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 2 4 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク富野店

北九州市小倉北区上富野二丁目 1 3 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 1 0 者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 8 者

4 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 4 日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成 29 年 4 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 4 月 11 日から同年 8 月 14 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 8 月 14 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見